

令和2年度 甲種防火管理再講習案内

若狭消防組合

消防法施行令第3条第1項及び同法施行規則第2条の3に基づく、令和2年度の甲種防火管理再講習を下記のとおり実施します。

1 受講義務者

- (1) 建物全体の収容人員が300人以上である集会場、映画館、物品販売店舗、ホテル、病院等の特定防火対象物（消防法施行令第4条の2の2第1号）の防火管理者として選任されている方が対象になります。
- (2) 上記（1）の防火管理者は、5年ごとに再講習を受講する義務があります。
- (3) 防火管理者に選任された日の4年前までに防火管理講習を受講している方（防火管理講習を受講してから4年を超える方）は、防火管理者に選任された日から1年以内に受講する義務があります。
- (4) 防火管理講習を受講してから4年以内の方は、最後に防火管理講習を受講した日以後における最初の4月1日から5年以内に受講する義務があります。

2 受講義務に該当しない防火管理者

- (1) 上記1（1）の特定防火対象物であっても、現に防火管理者に選任されていない方
- (2) 消防法施行規則第2条の2の2に規定する乙種防火管理講習修了者を防火管理者とすることができる防火対象物の部分に係る防火管理者
- (3) 消防法施行令第3条第1項第1号ロ、ハ、ニに定める資格を有する防火管理者

3 講習日時

講習月日	会場	受付期間	定員
令和2年 10月23日(金)	敦賀市中央町2丁目1番2号 敦賀美方消防組合消防本部 3階講堂	9月7日(月) ～10月2日(金) 17時15分まで	40名

4 講習科目

時間	科目
13:00～13:30(30分)	受付
13:30～13:40(10分)	受講案内等
13:40～14:40(60分)	①防火管理に関する消防法令等の改正概要
14:50～15:50(60分)	②火災事例等に基づく防火管理対策
15:50～16:20(30分)	質疑応答、修了証交付

5 再講習を受講していない場合の措置

- (1) 再講習受講義務者が当該講習を受講していない場合は、当該防火対象物に適応した防火管理者の資格を有しないこととなり、当該防火対象物が防火管理者未選任の状態となるため、速やかに甲種防火管理者の資格を有する者を新たに防火管理者に選任し、消防署長に防火管理者選解任届出書を届け出なければなりません。
- (2) 消防法第8条の2の3による防火対象物の定期点検報告の特例認定を受けている防火対象物に係る防火管理者にあつては、受講期間内に当該講習を受講しなければ当該防火対象物における特例認定が取り消されます。

6 受講申し込み方法

- (1) 受講希望の方は、**若狭消防組合消防本部予防課、若狭消防署または各分署（上中・名田庄・高浜・大飯）の窓口**で手続きを行ってください。
- (2) 申し込みに必要な書類等
受講申込書1通（写真の添付は不要）
甲種防火管理新規講習の修了証または前回再講習の修了証の写し
※ 受講申込書は各消防署に備えています。またホームページからもダウンロードできます。
- (3) 申込書を郵送される方は、84円切手を貼った返信用封筒を同封の上、申込書等を**若狭消防組合消防本部予防課宛**で郵送してください。受付後、受講票を返送しますので、受講当日必ず持参してください。

7 テキスト料（講習会当日の受付時に現金納入をお願いします。）

1, 540円（お釣りのないようお願いします。）

使用テキスト 図説防火管理〔再講習〕—（東京法令出版）

8 お問い合わせ先

若狭消防組合消防本部予防課

〒917-0078 福井県小浜市大手町7番8号

電話 0770-53-5213

9 その他

- (1) 専用駐車場はありませんが、隣接する市役所駐車場を御利用ください。
- (2) 当日は、**必ずマスク着用**で受講をお願いします。
会場入口にて体温測定（非接触型）を行います。**37.5度以上の方や呼吸困難、倦怠感などの症状がある方は受講をご遠慮いただきます**ので、ご了承くださいますようお願いします。
- (3) 講習会の当日は、受付票、筆記用具、本人確認できるもの（運転免許証等）をご持参願います。